

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、以下のとおり、利益相反のおそれのある取引を管理するための方針（以下「本管理方針」という。）を定める。

第1条（目的）

本管理方針は、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備し、もって顧客の利益を保護することを目的とする。

第2条（利益相反管理の対象）

利益相反取引の管理にあたっては、当金庫および株式会社ソフトバンク金沢（以下、総称して「当金庫等」という。）が顧客と行う取引を対象とする。

第3条（利益相反取引の種類）

利益相反管理の対象とする取引（以下「管理対象取引」という。）は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 次に掲げる取引のうち、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客と行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客から得た情報を不当に利用して行う取引
- (2) ①から③のほか顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引として庫内規則に定める取引

2. 前項に定める管理対象取引の主な例は、別紙のとおりとする。

第4条（利益相反の管理）

管理対象取引については、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行う。

- ① 管理対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- ② 管理対象取引または当該顧客との取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 管理対象取引または当該顧客との取引を中止する方法
- ④ 管理対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

第5条（取引の特定）

営業店または取引担当部署（以下、総称して「営業部門」という。）は、顧客との取引の開始にあたり、当該取引が利益相反のおそれのある取引に該当する場合には、本管理方針および庫内規則に基づいて利益相反管理統括部署に報告するなど適切な対応を行う。

2. 利益相反管理統括部署は、営業部門から前項の報告を受けた場合、本管理方針および庫内規則に基づき判断を行い、当該取引が管理対象取引に該当するときには、第4条に定めるところにより、当該取引にかかる適切な管理方法を決定する。
3. 前項にかかわらず、経営に重大な影響を及ぼすおそれがある管理対象取引については、その管理方法の決定は常務会で行い、その結果を理事会に報告する。

第6条（記録および保存）

利益相反管理を行った取引およびその管理方法は、庫内規則に基づき記録し、保存する。

第7条（利益相反管理体制等）

監査部コンプライアンスグループを利益相反管理統括部署として、監査部長を利益相反管理統括者として定める。

2. 監査部コンプライアンスグループおよび監査部長（以下、総称して「利益相反管理統括者等」という。）は利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行う。
3. 利益相反管理統括者等の配置等にあたっては営業部門からの独立性を確保し、営業部門からの影響を受けないものとする。
4. 利益相反管理統括者等は、本管理方針および庫内規則に基づき、利益相反管理体制を統括する。
5. 利益相反管理統括者等は、利益相反管理に必要な情報を集約するなど、適切な利益相反管理態勢の整備を行う。

第8条（役職員等の責務）

役職員等は、利益相反のおそれのある取引について認識を深め、顧客の利益が不当に害されることのないよう努める。

2. 役職員等は、本管理方針および庫内規則に基づき利益相反管理に関する業務を適切に実施する。

第9条（教育・研修等）

本管理方針の目的を達成するため、役職員等に対し、利益相反管理に関する教育・研修等を実施し、利益相反管理についての周知徹底を図るものとする。

第10条（利益相反管理態勢の検証等）

利益相反管理態勢については、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2. 監査部監査グループは、利益相反管理態勢について監査を行う。

第11条（管理方針の改廃）

本管理方針の改廃は、「職務権限規程」に定める権限とする。

平成21年	6月	1日	
平成25年	2月	15日	改定
令和元年	7月	29日	改正
2021年	3月	24日	改正
2022年	9月	28日	改正

(別紙)

利益相反管理対象取引の主な例

【1. 第3条1項(1)①】

当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客と行う取引

(主な例)

- (イ) M&Aや事業承継に関するアドバイザリー業務、新事業・創業支援業務等を行っている顧客に対して、当金庫等がこれらの業務に関連する資金を融資する場合
- (ロ) 財産形成に関する相談業務(プライベート・バンキングやFP業務など)の一環としてコンサルティング契約を締結している顧客に対して、当金庫等が自金庫で扱っている特定の金融商品を販売する場合

【2. 第3条1項(1)②】

当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客と対立または競合する相手と行う取引

(主な例)

- (イ) アドバイザリー契約等に基づき顧客に対して事業承継のアドバイスをしつつ、当金庫等が当該顧客の事業の譲渡先となる会社に経営相談業務や経営支援業務に基づくアドバイスをを行う場合
- (ロ) メインバンクとなっている顧客と競合する会社が新店舗設置のためのメインバンク先の近隣地にある不動産を購入する資金として、当金庫等が当該不動産の購入資金を融資する場合

【3. 第3条1項(1)③】

当金庫等が契約等に基づく関係を有する顧客から得た情報を不当に利用して行う取引

(主な例)

- (イ) 契約等に基づき経営相談業務を行っている顧客から、当金庫等が当該顧客の取引先である会社の非公開情報を入手して、その会社の発行する有価証券を売買する場合
- (ロ) 事業再生支援業務を行っている顧客から、不良資産に関する情報を利用して、当金庫等が当該資産を購入する場合

【4. 第3条1項(2)】

利益相反管理方針第3条(1)①から③のほか顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引

(主な例)

- (イ) 当該破綻懸念先の所有不動産(当金庫の担保物件)を売却し、当金庫等が債権を回収する場合
- (ロ) 経営支援先「A社」の財務状況の改善を目的として、当金庫等が当該経営支援先の不動産売却の売却価格決定に関与し、「B社」に当該不動産の購入を紹介する場合

以上